

# 影山社会保険労務士事務所 行動計画

女性が活躍でき、社員が仕事と子育てを両立させることができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和6年9月1日～ 令和11年8月31日 の3年間

## 2 目標と取組内容・実施時期

### 目標1 社員のワーク・ライフ・バランスを確保するため、テレワーク制度を導入する

〈取組内容〉

- ・令和6年 9月～ 現状の問題点を把握し、検討する。
- ・令和6年10月～ テレワーク制度の導入
- ・令和6年11月～ 問題点・改善点の有無についてヒアリングする。  
問題があれば改善のための取り組みを検討し実施する。

### 目標2 年次有給休暇の取得率を各人100%とする。

〈取組内容〉

- ・令和6年 9月～ 昨年度の取得状況について実態を把握する。
- ・令和6年10月～ 取得のための問題点・改善点の有無について調査を行う。  
業務分担、作業効率化の方法を検討する。  
業務内容をチームで把握し、休みを取りやすい環境をつくる。
- ・令和7年 9月～ 前年の取得率を把握し、取得向上のために問題点や改善点を検討し、実施する。